

県民意見整理台帳

「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」の改正に係る基本的な考え方及び改正素案に関する意見及び意見に対する県の考え方

- 1 意見募集期間
令和4年1月21日（金曜日）から2月19日（土曜日）
- 2 意見募集の結果
意見提出件数 12件（3人）
- 3 意見内容及び意見の反映状況

【意見区分】

意見区分	延べ件数
ア 改正の背景及び基本的な考え方について	0
イ 関連する法令との関係について	0
ウ 県の責務の追加について	8
エ 事業者、県民の責務の追加について	4
オ その他	0
合 計	12

【反映区分】

反映区分	延べ件数
A 改正案に反映した意見	0
B 改正素案に既に盛り込まれている意見	0
C 今後の取組の参考とする意見	10
D 改正案に反映できない意見	0
E その他	2
合 計	12

提出意見及びこれに対する県の考え方

【意見区分】

- ア 改正の背景及び基本的な考え方について
- イ 関連する法令との関係について
- ウ 県の責務の追加について
- エ 事業者、県民の責務の追加について
- オ その他

【反映区分】

- A 改正案に反映した意見
- B 改正素案に既に盛り込まれている意見
- C 今後の取組の参考とする意見
- D 改正案に反映できない意見
- E その他

整理番号	意見区分	意見の概要	反映区分	県の考え方(回答)(案)
1	エ	事業者の者です。清掃活動に協力してる暇などない。当然、自分の会社のところはちゃんときれいにする。自分の住んでいる自治会の美化清掃にも参加する。でも、道路や公園は県や市が清掃する責務があるんじゃないのか。仕事が休みの日に清掃に協力したら県からお金くれるのか。	E	事業所周辺や自治会の美化清掃に参加していただくことも、条例で定める美化活動の推進への協力にあたります。県としては、今後も県民の皆様や事業者と連携し、美化活動の推進を図っていきたくと考えています。
2	ウ	パブコメ案からは、プラスチックごみによる海洋汚染の問題に対して、県の本気度が感じられない。行動計画を作ったり、普及啓発をするだけでは、この問題は解決しないと思う。ましてや、ポイ捨て禁止にペットボトルとかを加えたところで、状況は何も変わらないだろう。また、海は地球全体でつながっているのだから、神奈川だけで清掃活動がんばってもあまり効果はないだろう。標語みたいなことを書き連ねている格好だけの改正案にしか見えない。やるならば、国の法律に足りない部分を補うような、県にしかできない制度を作っていたきたい。	E	国では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するため、令和4年4月1日から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。また、県では、令和2年3月に「プラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、ワンウェイプラの削減、プラごみ再生利用の推進、クリーン活動の拡大等について具体的に取り組んできたところです。法律では、都道府県にプラスチックの循環に係る計画の策定は義務付けられていませんが、改正条例では県に義務付けることとし、今後もその計画に基づき、美化活動や環境教育等を推進し、プラスチックに係る資源循環の推進を図っていきます。
3	エ	私は、プラスチックの資源循環をもっと進展させるには、「環境に配慮して設計されたプラスチック製品、再生プラスチック製品、代替素材でできたプラスチック製品を購入しよう」というインセンティブを民間に与えることが必要だと考える。プラスチックはとても便利である。コロナ禍でテイクアウトが増えたが、上手にプラスチック容器に入っていて本当に助かる。しかし、そういった汎用性のあるプラスチックの調達にコストをかけてまで、環境に優しいプラスチックに変えようとする事業者がどれだけいるだろうか？一部の事業者は切り替えているが、社会全体で見ればまだごく一部だろう。	C	県は、これまででも、国のグリーン調達方針に従い、環境に配慮された製品の調達に努めています。さらに、改正条例では、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たっては、プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならぬこととしました。県自らも事業者として、こうした製品を率先的に調達するとともに、プラスチック使用製品の使用の合理化など、事業者の取組を促進していきます。また、県による評価制度等については、今後の参考とさせていただきます。
4	ウ	例えば、環境に優しいプラスチック製品を率先して調達した民間事業者を県が評価したりする制度を設けてはどうだろうか？そういった積極的な事業者に経済的な支援があれば、なお良い。	C	
5	ウ	また、県もそういった製品を積極的に調達することを条例に書けば良いと思う。国は率先して調達すると法律に書いてある。これらは、あくまで一案だが、神奈川県にしかできない制度をぜひ条例で作っていただきたい。	C	
6	ウ	行動計画は作るだけでは意味がない。企業でも独自のプラごみ削減の取組みが行われているので、そうした企業や市町村を巻き込み、本気で取り組んでほしい。	C	県が策定する計画には、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携について定めることとしていますので、それに基づき、企業や市町村と連携した取組を推進していきます。
7	ウ	多くの企業や県民がプラごみの削減やリサイクルに取り組むためには、普及啓発だけでは難しいと思う。頑張った企業や県民には何か評価されるものがあれば、やりがいにもつながると思うので、検討してほしい。	C	県による評価制度については、今後の参考とさせていただきます。
8	ウ	プラスチック自体はとても有益で、便利なものだと思うので、何でも削減すべきとは思わない。ストローやスプーンなどの使い捨てプラスチックは減らすべきだと思うが、持ち帰りやデリバリーで使われる容器までなくすことは現実的ではない。そうしたものはリサイクルするものとして区別し、行動計画に明記すべきだと思う。	C	プラスチック以外の素材への代替が困難な製品もあることから、法は、プラスチック使用製品の用途に応じて求められる性能に配慮しつつ、過剰な使用の抑制を図る「プラスチック使用製品の使用の合理化」を消費者や事業者に向けており、県の計画においても同様の考え方のもと必要な施策について定めていきます。
9	ウ	環境教育はとても重要である。環境教育は一方的に伝えるのではなく、子どもたち自身が考え、行動することがとても大切なので、市町村の教育委員会とも連携し、そうしたプログラムを導入してほしい。	C	環境教育の推進に当たっては、市町村と連携することとしていますので、今後計画を策定していく上で参考とさせていただきます。
10	ウ	プラごみが焼却されれば多くの二酸化炭素が出るように、地球温暖化とも密接に関連しているので、是非、そうした視点も行動計画に入れてほしい。	C	計画の策定に当たっては、本県における地球温暖化対策の内容とも整合を図っていきます。
11	エ	清掃活動も、プラごみの削減やリサイクルと同様に、頑張った企業や県民が評価されるものを検討してほしい。	C	県による評価制度については、今後の参考とさせていただきます。
12	エ	ごみを捨てる場所の管理については、常日頃から問題意識を持っている。未だに、ごみ出しのルールを守らない住民が多いので、条例を改正しても実態は変わらないと思う。今後は、ごみ回収を有料化し、個別回収を市町村と一緒に進めてほしい。	C	ルールを守らずに出されたごみが散乱し、河川を通じて海洋に流出してしまうことから、何人もごみを捨てる際の散乱防止に努めるなどの規定を追加しました。今後は、市町村と連携し、ごみ出しのルールの徹底について周知を図っていきたくと考えています。また、有料化については、各市町村がそれぞれの実情に応じて検討するものと考えています。